

「共に育ち・学ぶ」を考えて ①

藤田幸廣

2005年6月に障がい者基本法が改正され、そのさい参議院では、「あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できるようにすること」「共に育ち・学ぶ教育環境整備を行うこと」という附帯決議がある事をご存知だろうか。

今年5月3日に効力を有した障がい者権利条約第24条にはインクルージョン、分離ではなく統合教育をうたっています。

しかし、最後まで反対（抵抗）の意を示したのは文科省でした。

当然、批准にあっては法整備がなされなくてはならず問題は沢山あります。では盲・聾・養護学校が昨年4月から法改正により、特別支援学校一本化し及び特殊学級から特別支援教育になりました。

簡単にまとめてみました。

「特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、小中学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」

「特別支援学校においては、在籍する児童生徒に対する教育を行うほか、障がいにより教育上特別の支援を必要とする小中学校等の児童生徒等の教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努めることとする。」

「小中学校に置くことができる『特殊学級』を『特別支援学級』に改めるとともに、小中学校等においては、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととする。」

以上でなんら中身は変わっていない。

お気付きだと思いますが、文科省と厚労省の縦割りで障がい者（児）施策での障がい者自立支援法と共通した点は「支援」です。

では「共に育ち・学ぶ」のコラムは次回に。